

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

「御食国若狭と鯖街道」交流ネットワーク推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

福井県、小浜市

3 地域再生計画の区域

小浜市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現況

小浜市は、福井県の南西部に位置し、若狭湾国定公園の指定を受けたリアス式海岸を有する海岸と南側の京都・滋賀北部の山麓地帯に囲まれている。

地形的には、小浜市のほぼ中央を流れる北川、南川が河川に沿って細長く広がる平地を形成しており、市の中央部に広がる田畑を潤し市街地を通り、小浜湾に流入している。

同市の主要産業は観光で、古くは近畿圏との歴史的・文化的つながりが強く、往来交易によって「御食国」として大きな役割を果たした地域であり、大陸や都の交流によってもたらされた寺や神社・仏像・祭などの伝統行事、往来の歴史のなかで育まれた独自の食文化などの往来文化遺産群は、日本遺産「御食国若狭と鯖街道」として認定されている。これらを背景として、年間約160万人もの観光客が訪れる地域である。

交通体系としては、敦賀方面と京都府舞鶴方面との東西を結ぶ舞鶴若狭自動車道国道27号と京都府北部を経て京都市へと通じる国道162号が幹線道路となっているが、観光シーズンや冬期には交通渋滞が生じている状況である。

4-2 地域の課題

小浜市が地域再生を計る上で最も大きな課題となっているのが、脆弱な道路交通網である。

同市における主要産業である観光において、近年各観光地の整備が進んでいるが、「点」での整備にとどまっており、市内主要道及び小浜インターから各観光地へのアクセス手段が乏しいように、観光地間を結ぶ道路整備が不十分である。特に同市と若狭町は、平成27年度に日本遺産「海と都をつなぐ若狭の往来文化遺産群～御食国若狭と鯖街道～」に認定され、今後、鯖街道関連拠点であるいづみ町や重

要文化財である羽賀寺といった寺社・仏像群を繋ぐ周遊ルートの交通を円滑化することにより観光客の更なる誘致を図り市全体を活性化させることが重要であるが、狹隘道路や未舗装道がそれを阻害している。

また、基幹林道が未舗装であることが、人工林の間伐作業の効率性、安全性を低下させており、林業の振興及び森林が有する多面的機能の保全という観点においても課題である。

さらに、狹隘な道路の影響による日常の利便性や災害時における安全性が危惧されている。

4-3 計画の目標

こうした状況を踏まえ、地方創生道整備推進交付金を活用し市道と林道を整備することで、狹隘道路の解消・路面性能の回復・アクセスルートの設定による既設交通網の強化を図り、観光地ならびに観光地間の新たなアクセスルートを確立し、周遊型、周年型観光への展開を図ることで観光客入込数の拡大を目指す。また同時に、林道整備においては、利用者の安全性・利便性を向上させることで、林業の振興、森林多面的機能の保全を図る。

また、街路灯の修理や生活道路の拡幅を実施することで、夜間交通への配慮や災害時避難路への導線を確立し、安全安心な生活環境による住みよいまちづくりを推進する。

(目標 1) 観光交流の活性化 (年間観光入込客の増加)

167万人 (平成 26 年度) → 200万人 (平成 32 年度)

(目標 2) 小浜停車場線の交通量の増加

4607台/24h (平成 22 年度) → 5500台/24h (平成 32 年度)

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

地方創生道整備推進交付金を活用し、「林道」の整備としては、鯖街道関連拠点である「針畑峠」へのアクセスルートである林道上根来線の未舗装区間の舗装を行い、林道利用者の安全性・利便性を向上させることにより、さらなる誘客の推進に加えて林業の振興、森林多面的機能の保全を図る。また「市道」の整備としては、市道丸山奈胡線の道路拡幅によって、観光地である羽賀寺へのアクセスを向上させ、市道千代浜線を幹線道路である国道 162 号への新たなアクセス道として整備することにより、市内観光地間の円滑な回遊環境を提供する。また、市道臨港線ほか 9 路線にて街路灯整備を行い、観光者および住民の交通安全の確保を図るとともに、市道明神線を道路拡幅により、避難路である市道臨港線への導線として位置付けし、住民に対し防災安全面からも配慮を行う。

林道および市道を同時に整備することにより、市内一円の交通ネットワークの強化が図られ、産業・生活道路のネットワーク強化、観光面の振興を推進していく。

また関連事業として、社会資本整備総合交付金（道路改築及び修繕事業）によっても、通学路及び避難路を中心としたの道路拡幅等整備が行われていることから、市道、林道の整備事業と併せた相乗効果により、さらに住民の利便性が向上し、その結果、小浜市の防災施設の充実といった道の整備事業の政策効果を高めることが期待できる。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 地方創生道整備推進交付金【A3008】

対象となる施設は以下のとおりで、事業開始に係る手続き等を完了している。
なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

・市道 道路法に規定する市道に認定済み

臨港線	: 昭和58年3月19日
鹿島線	: 昭和58年3月19日
街路6号線	: 昭和58年3月19日
街路8号線	: 昭和58年3月19日
四ツ谷線	: 昭和58年3月9日
西津漁港線	: 平成19年1月16日
丸山奈胡線	: 昭和58年3月19日
北川堤防線	: 平成7年7月1日
田鳥矢代線	: 平成21年1月23日
明神線	: 昭和58年3月19日
千代浜線	: 昭和58年3月19日
太良線	: 昭和58年3月19日

・林道 森林法による若狭地域森林計画（平成25年4月）に路線を記載
上根来線

[施設の種類] [事業主体]

- | | |
|-----|-----|
| ・市道 | 小浜市 |
| ・林道 | 小浜市 |

[事業区域]

- ・小浜市

[整備量及び事業費]

- | | |
|-------|----------------------------|
| ・市道 | 0.5 km及び街路灯整備13箇所、林道2.8 km |
| ・総事業費 | 268,000千円（うち交付金134,000千円） |
| 市道 | 230,000千円（うち交付金115,000千円） |
| 林道 | 38,000千円（うち交付金19,000千円） |

[事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法]

(平成/年度)	基準年 (H27)	H28	H29	H30	H31	H32
指標 1 丸山奈胡線の交通量						
丸山奈胡線	1580 人/12h	1580 人/12h	1580 人/12h	1580 人/12h	1580 人/12h	2000 人/12h

毎年度終了後に小浜市の職員が必要な調査等を行い、速やかに状況を把握する

[事業が先導的なものであると認められる理由]

(政策間連携)

市道及び林道を一体的に整備することにより、個別に整備するのに比べて、効率的かつ効果的な施設配置が可能となり、観光地の連携といった地域再生の目標達成により資するとともに、全体の整備コストの削減が期待できるという点で、先導的な事業となっている。

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、『「御食国若狭と鯖街道」交流ネットワーク推進計画』を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当無し

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 社会資本整備総合交付金事業

内容 老朽化する橋梁やトンネル、大型構造物等の的確な維持保全や安全な道路空間の構築などにより、安全安心な道づくりを行う。(国土交通省支援事業)。

実施主体 小浜市

実施期間 平成22年4月～継続中

6 計画期間

平成28年度～平成32年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に小浜市が7-2に示す指標とする数値の収集方法によりデータを集計し、速やかにその状況を把握する。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	平成 28 年度 (基準年度)	平成 30 年度 (中間年度)	平成 32 年度 (最終目標)
目標 1 年間観光入込客の増加	167 万人	177 万人	200 万人
目標 2 小浜停車場線の交通量	4,607 台/24h	4,900 台/24h	5,500 台/24h

(指標とする数値の収集方法)

項 目	収集方法
観光入込客数	福井県観光振興課の統計資料より
交通量	小浜市都市整備課の収集データより

- ・ 目標の達成状況以外の評価を行う内容
 1. 事業の進捗状況
 2. 総合的な評価や今後の方針

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

4に示す地域再生計画の目標の達成状況を始め中間評価及び事後評価の内容を速やかに福井県及び小浜市都市整備課のホームページにて公表する。